

財産の処分について

下記の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年蕨市条例第 1 9 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 物件の表示

次に掲げる土地及び建物（旧蕨市立信濃わらび山荘）

(1) 土地

所在地番	地目	地積
長野県南佐久郡川上村大字原 5 9 1 番 3 6 1	山林	3 9 , 0 0 0 m ²

(2) 建物 別紙のとおり

2 契約の方法

随意契約

3 契約の金額

金 2 2 , 2 1 4 , 4 0 0 円

4 契約の相手方

長野県南佐久郡川上村大字大深山 5 2 5

長野県川上村

川上村長 由井 明彦

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄

【別 紙】

所在地番 長野県南佐久郡川上村大字原 5 9 1 番 3 6 1

建物の名称	種類構造	面積
管理棟「みずがき」	木造、亜鉛メッキ 鋼板葺、平屋建	198.45㎡
レストラン棟「八ヶ岳」	木造、亜鉛メッキ 鋼板葺、平屋建	198.45㎡
宿泊棟「てんぐ」	木造、亜鉛メッキ 鋼板葺、平屋建	198.45㎡
宿泊棟「きんぷ」	木造、亜鉛メッキ 鋼板葺、平屋建	198.45㎡
コテージ「しらかば」	木造、亜鉛メッキ 鋼板葺、平屋建	80.19㎡
コテージ「からまつ」	木造、亜鉛メッキ 鋼板葺、平屋建	85.61㎡
合 計		959.60㎡